

森林立地学会誌論文賞規程

2019年3月23日 総会決定

(名称)

1. 本賞の名称を森林立地学会誌論文賞（以下、論文賞）とする。

(目的と対象および表彰)

2. 本賞は、森林立地にかかわる研究の発展に資することを目的に、森林立地学会誌「森林立地」に掲載された論文・総説の中から、特に優れたものを原則として年1編選出し、その著者を森林立地学会長が表彰する。

(候補論文・総説の選定)

3. 候補論文・総説の選定は下記の手順に従う。
 - 1) 論文賞候補は、論文賞選考委員会による投票結果を受けて選考委員長が選定する。
 - 2) 論文賞選考委員会は、森林立地学会の幹事、編集委員をもって構成する。ただし、選考対象論文・総説の著者となっている場合には、選考委員を委嘱しない。
 - 3) 代表幹事が選考委員長を務める。代表幹事が選考委員でない場合は、編集委員長が選考委員長を務める。両者ともに選考委員でない場合は、選考委員の互選により選考委員長を選任する。
 - 4) 選考委員は、前年度に掲載された論文・総説の中から別に定める内規に従って投票を行う。
 - 5) 選考委員長は、得票数の多かったもの1編程度を論文賞候補として選定し、選考委員会の承認を得る。
 - 6) 選考委員長は承認された論文賞候補を開票結果とともに会長に報告する。

(論文賞の決定)

4. 会長は理事会を開催し、論文賞を決定する。

(表彰)

5. 会長は、総会において表彰を行う。

(雑則)

6. この規程で定めるもののほか、論文賞の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の変更)

7. この規程の変更には、理事会および総会の決議を必要とする。

附則

1. この規程は、2019年4月1日から施行する。
2. 森林立地学会誌論文賞内規（1998年4月4日 総会決定、2002年4月4日 総会改正）は、廃止する。